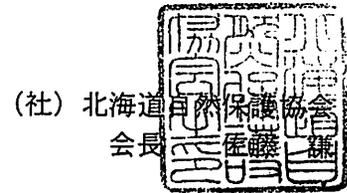


2006年6月2日

北海道森林管理局  
局長 亀井 俊水様  
檜山森林管理署  
署長 金澤 猛 様



檜山森林管理署管内奥湯ノ岱における森林伐採に関する、改めての要望書

貴局・貴森林管理署に対する当協会の本年1月10日付けの申し入れ書ならびに4月17日付けの再々要請に基づき、5月22日に、貴局の檜山森林管理署の各位と合同の調査が行われました。まず、この調査に応じてくださったことに、お礼申し上げる次第です。

さて、この調査は、土場に伐採木が残された時期に、私たちの疑問に対して貴局と貴森林管理署から具体的資料に基づいて説明をいただくこと、同時に、伐採現場と一緒に視察することを目的に要望した結果、行われたものです。しかし、私たちが望んだ合同調査としては、具体的な資料による説明がまったくなく、檜山森林管理署の金澤署長、長崎業務課長、函館事務所山田副所長ほか、合計4人の森林官による口頭での説明に終始し、また北海道森林管理局の本局担当責任者の同行が得られませんでした。そのため、この調査は、合同調査としては真に不十分であり、私たちの疑問は氷解するどころか、ますます高じる結果となりました。

森林伐採の実態は、非常に過剰で、かつ林床を著しく攪乱したものであり、貴局・貴森林管理署が掲げる目的：老齢過熟木を伐採して後継樹を育成する目的にはまったく合致しないと判断しました。この問題点に関しましては、現場で檜山森林管理署の各位に伝えましたが、当会としましては、さらに2355・2356両林班の全域にわたる現状調査をさせていただき、その後に詳細な報告をまとめさせていただきます。また、過剰伐採と考えられるため、別途、伐採根拠などに関する情報開示を貴局・貴森林管理署に対して請求させていただきます。

檜山森林管理署の各位による口頭説明によりますと、奥湯ノ岱の前記2林班における木材の伐採・販売方法は、過剰伐採や違法伐採の可能性を嚴重にチェックできない方法と判断しました。林野行政において、森林の公益的機能を重視する方針へ転換されたことに加えて、2005年頃から国内・国外の違法伐採に関する対策に取り組みられておられるようですので、上記の伐採実態は国有林施業の根幹にかかわる一例と捉えております。目下の段階では、貴北海道森林管理局・貴森林管理署に対して、以下の要望をいたしますので、局長ならびに署長におかれましては、それぞれ速やかに対応されますことを、ここに要望いたします。

記

1. 問題点

現場で檜山森林管理署の各位からお聞きしたところ、奥湯ノ岱における木材の伐採・販売は、国有財産である1本ずつのチェックが可能な従来の「立木販売」とは異なる「素材販売」という方法によっております。この方法は、お聞きするところによりますと、かつて国有林直営で伐採した後の素材販売とは異なって、伐採と販売をそれぞれ業者に委託

する方法と分かりました。そのため、国有林では、過去の素材販売とは異なって、過剰伐採や違法伐採を厳重に防がなければならない、伐採前後に慎重なチェックを行う必要が生じたと考えます。しかし、檜山森林管理署の説明によりますと、この方法には種々の重大な不備が認められました。目下の段階では、そのうち、次の2点を指摘させていただきます。

(1) 土場に山積みされた木材は、高価な木材と安価な原材料が区別されておりますが、その区別方法の説明には、十分な説得力がありませんでした。森林管理署の説明によりますと、農林規格によって区別する・そのために資格を持った業者に委託して区別する・国有林は山積みされた後に切り口だけを見て事後チェックをすることでした。長崎業務課長の説明によりますと、この事後チェックでは、山積みされた素材の全体を十分にはチェック・確認していないとのことでした。

(2) 今回の調査では、2356林班ろ小林班を確認しましたが、長崎業務課長と山田副所長、そして当協会会員2名を含む合計4名によって、今回の伐採対象ではない隣の小林班に越境伐採している可能性が確認されました。それは、小林班界を超えて5、6本のブナ伐根を含む最大幅約50mに及ぶ越境して伐採された可能性です。長崎業務課長は、その場で、その後の厳密な確認を約束されております。これは、違法伐採の可能性となりますので、貴森林管理署だけではなく貴北海道森林管理局による慎重な事後チェックが必要であり、伐採した両林班の全域において、隣接する道有林や森林管理署管内の林班および小林班の境界線をすべてチェックすべきと考えます。また、現状の「素材販売」方式は、説明によりますと、過剰伐採や違法伐採をほとんどチェックできないので、この方式の不備について慎重に検討すべきと考えます。以上は、国有財産管理に関わる重大な問題ですので、貴北海道森林管理局みずからのご判断で対応すべきと考えます。

## 2. 要望内容

(1) 前述1の(1)と(2)の問題点、一つには高価な木材と安価な原材料の区別が適正であったか、第二には適正な伐採が行われたのかに関して、貴森林管理署だけではなく貴北海道森林管理局による慎重な再チェックが行われますことを、ここに要望いたします。その時期は、2355・2356両林班の土場に残されている集材木の搬出前、対象地は、両林班の全域になります。それらのチェック結果が得られ次第、当会にお知らせいただけますよう、ここに強く要望いたします。また、素材販売の総体に関する検討結果が得られ次第、同様に当会にお知らせいただけますよう、要望いたします。

(2) 今回の調査では、2356林班の森林が、伐採目的である後継樹育成とは正反対に、過剰に、しかも極めて乱暴に伐採されている現状が確認されました。これらは、前項とは別の問題ですので、改めて、両林班全域に及ぶ伐採状況の現地調査をさせていただき、他方で、貴局・貴森林管理署に対する情報開示請求資料に基づいて、近い将来、当会の意見をまとめて報告させていただきます。

私たちの伐採現状調査に関して、すでに貴森林管理署から4月から11月まで連続する入林許可をいただいておりますが、その間、現場の種々の状況を理由に入林を断ることなどのないよう、また森林生態系の科学的調査を目的とする者を優先的に入林させていただけますよう、貴森林管理署はもちろんのこと北海道森林管理局としましても、私たちの入林には格別に便宜を図られますこと、すなわち、開かれた国有林として見識の高い対応を要望いたします。なお、私たちは、森林官の皆様と同様に、フィールドには馴れておりますので、林道使用につきまして決してご迷惑をかけるものではないことを申し添えます。